

議案第 号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)12月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

1 相手方

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、宝塚市に対し、 を明け渡せ。
- (2) 相手方は、宝塚市に対し、市営住宅に係る の滞納家賃合計額金128,700円の金員を支払え。
- (3) 相手方は、宝塚市に対し、 (1)の明渡し済みまで1か月 円の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は相手方の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

議案第 号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、[REDACTED] から [REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居しているが、[REDACTED] から家賃を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃を納付しなかった。そこで本市は、同年(2025年)10月3日、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項の規定により相手方に対し、同年(2025年)10月16日までに滞納家賃を全額納付することを求めるとともに、納付しないのであれば本件住宅を明け渡すよう求めたが、いずれも履行しないので、やむを得ず住宅明渡請求等を提訴しようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (略)
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3)～(7) (略)
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5・6 (略)